

## 書評 森公章著『長屋王家木簡の基礎的研究』

平石充

### 一

本書の著者である森公章氏は、奈良時代の対外関係や、郡司制度を中心とする地方行政について数多くの論文等を発表され、研究の発展に尽力されている。同時に、まさに本書の扱う長屋王邸宅跡の発掘調査、長屋王家木簡・二条大路木簡の整理がおこなわれた、一九八八年から九四年に至るまで奈良国立文化財研究所に勤務され、

そこで『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』の執筆にもみられるように、長屋王家木簡の整理と分析の中心を担わってきた。本書は、長屋王家に関する論考と、それに関係の深い平城京の出土文字資料についての研究をまとめた論文集である。

### 二

最初に本書を概観すると、三部からなる構成のうち、中心となる

のは第一部である。ここでは、長屋王家木簡を考える上で基本的な研究視角として、家政機関の本主の問題（第一章）、家政機関の経営の問題（第二章）、長屋王邸宅の住人の生活誌の三点が提示され、

第二部ではそれに関連する個別論文、第三部には広く長屋王家木簡に関連する出土文字資料についての論文が収められている。以下、第一部を中心に内容を紹介してみたい。

#### 第一部 長屋王家木簡と家政運営

##### 第一章 平城京左京三条二坊の邸宅と住人

##### 第二章 家政運営の様相

##### 第三章 長屋王家の興亡

#### 第二部 長屋王家木簡の諸相

##### 第一章 橘家と恵美太家

##### 第二章 「故京職宅返抄」を含む天平宝字八年の造東大寺司牒の読み方

##### 第三章 長屋王家木簡三題

##### 第四章 ト部寸考

第五章 王臣家と馬

第六章 長屋王家木簡と田庄の経営

第七章 奈良時代の王族とその生活断章

第三部 長屋王家木簡の周辺

第一章 荷札木簡の研究課題

第二章 平城宮跡の墨書き土器

第三章 二条大路木簡と門の警備

第四章 二条大路木簡中の鼠進上木簡考

付 長屋王家木簡・長屋王邸関連論文目録（稿）

第一部第一章は、家政機関の本主と邸宅の住人について論じたものである。まず、邸宅の住人については、長屋王の子弟が多いことを指摘する。そして、家政機関についてはI系統（三位相当）とII系統（二品相当）が存在し、II系統の家政機関は奈良以外に所在していたが、両者はI系統を中心融合していたとする。ついで、大伴氏を例にとり、大伴安麻呂の子孫が複数の邸宅・田庄を持つこと、太政大臣家（不比等）・北家（房前）などの家政機関が本主の死後も存続したことを例に挙げ、北宮は飛鳥からみて北に存在した香具山之宮に由来する特別な固有名詞であり、長屋王の父である高市皇子に關わる名称であるとみる。そして、I系統の家政機関の本主を長屋王、II系統の家政機関の本主を当時既に死去していた高市皇子に當て、高市皇子の家政機関がその死後も存続、長屋王に統括され、

「北宮王家」のような様相を示したと結論する。周知のように、木簡の家政機関の本主については、著者の説の他に吉備内親王・氷高内親王・御名部内親王説などがあり、本章はそれらの研究もまとめているので、複雑な歴史を理解する上でも益するところが多い。なお、第二部第二章は、同史料に見える「故京職宅」を藤原久須麻呂の宅として、家政機関の存続の例としたものである。

つづいて第一部第二章は、長屋王家の家政機関の存在形態について総括し、政所が家政全体をとりまとめていること、御田・御園は家政機関による直接経営で、畿外からの荷札木簡は食封の存在を示していると述べる。そして、これらの形成には高市皇子の存在が不可欠であったとみる。このうち、御田・御園については、踏み込んだ第二部第六章で、大伴氏の田庄を類例として挙げ、貴族の田地經營として一般化を試みる。さらに、御田・御園の労働力編成については、六月の功支給木簡からいわゆる魚酒労働との関連を指摘しつゝ、雇傭が中心であるとする。一方で、御田・御園と令制官田との類似を指摘して、木簡に見える葛下郡司や置始氏から、在地での労働力編成における国郡司の関与を推定している。

第三章は長屋王家の動向についてまとめたもので、奈良時代の政治過程のなかでも、「宮」の形態を引く自立性を持った長屋王家は解体される運命にあつたと述べる。第二部第七章では、長屋王の子弟について論じ、なかでも鈴鹿王は、知太政官事への就任や、そ

れに伴う長屋王子弟への待遇の変化から、長屋王亡き後の高市皇子の子孫を代表する立場にあつたとする。

これら、中心となる第一部に加えて、第二部第一・四・五章は、長屋王家木簡にみられるような家政機関の普遍性を軸に、奈良時代における家政機関の歴史的展開、国家と家政機関の関係を指摘した論文である。第一章は、橘家と惠美太家を取り上げ、橘家は族的結合が弱く伝統性が欠如するのに対し、惠美太家では家政と国政の融通、地域豪族との結合がみられ、いずれも長屋王家とは異なり、國家への依存性が高いとみる。第四章は、木簡に見える伊豆国造をト部とみて、邸宅内での祓の存在を推定する。第五章は長屋王家の馬司を取りあげ、その存在の背後には天武・文武朝にかけての畿内武装化政策があり、また、地方からの馬の貢上や資人の調達は王臣家と国郡司との関係を深める作用をもたらしたとする。

このほか、第二部第三章は、特定の人物と関係の深い奴婢の存在や、横材の記録木簡の利用目的、荷札木簡の記録木簡への転用について論じたものである。

第三部は、長屋王家木簡にも関わりを持つ平城宮の出土文字資料についての著作をまとめたものである。第一章では荷札木簡の持つ問題点について概括する。第二章は平城宮出土の墨書き器について論じたもので、平城宮内の役所の配置、長屋王没後の左京三条二坊の利用状況などについて述べる。第三章は二条大路木簡の歴名木簡

から、兵衛の番は五〇人で構成されており、木簡の「二門」を皇后宮の正門ではなかつたかとする。第四章は、京職からの鼠の進上について、中央官司が京職に各種の役使を賦課することの一例とみて、そこに京職の役割を見いだしている。

付編の論文目録は、長屋王家木簡・同邸宅に関する論文を著者順にまとめたものである。長屋王家に関する研究、とりわけ初期のものは普段あまり目にしない雑誌などに書かれているものが多い。これらが目録化されていることは研究者にとって大変喜ばしいことである。

### 三

以上述べてきたように、本書は第一部の長屋王家の家政運営、なかも家政機関の本主とその構造を中心に論が展開されている。ここで、近年の古代史研究の動向を振り返れば、一九九七年度の日本史研究会大会の鷺森浩幸報告や二〇〇〇年度の歴史学研究会大会の黒瀬之恵・仁藤敦史・金沢悦男報告などが示すように、家産あるいは家産制組織の研究が重要な位置を占めていることが容易に理解できる。また、これらの研究は長屋王家木簡によって触発された側面があることは否定できないであろう。そして、この長屋王家木簡に示された家政機関の姿について、まとめて総括的に見解が述べら

れていることが本書の最大の意義であり、この方面的研究には必要不可欠の文献になるであろう。

さらに、長屋王家木簡の研究では、最初に家政機関の本主が誰であるのかが話題となつたが、その家政機関の構造自体についての総括的な論証を平行しておこないつつ、家政機関の本主論を展開している点も本書の特徴といえる。例えば、II系統（二品相当）の家政機関の存在について、本書では故高市皇子の家政機関繼承説が提唱されているが、それが文書木簡の理解・長屋王の親族の検討だけではなく、御田・御菌の存在形態や、大伴氏・橘家・恵美太家との比較などを通じて行われており、一つの理解として説得力のある論説を形成しているといえる。また、これらの論考が貴族層の家政機関研究にとどまらず、長屋王家木簡という史料群の史料論的評価と密接に関わって展開されていることも、評価されるべきである。

一方で、貴族の家産、家産制組織の研究の上で、本書が持つている特徴としては、長屋王家木簡にみられる家政機関の継承や、国郡行政との関係の指摘、御田・御菌の存在形態を普遍的なものとして考へていることなどが挙げられる。また、家政と国政との関係を積極的に論じている点も特徴であろう。同時にこうした特徴は、前に例示した家政機関の本主についての考察も含めて論議を呼んでいる点でもある。まず、家政機関の本主については、II系統の家政機関を故高市皇子のものとする理解は、それ 자체が画期的な理解であり

説得的なものの一つであると思うが、一方で、何故に高市皇子の家政機関が長屋王の家政機関とは別に存続したのかについて深化がほしい。また、繼承したものとの内容、誰から誰に、どのように繼承されたのかといった繼承過程の具体相についても、整理が必要なのではないか。すなわち、律令では位田・職田・食封などの給付が存在するが、旧世代から繼承されたとする長屋王家の御田・御菌や大伴氏の庄はこれらには当てはまらないとの理解（第一部第二章）が示されている。一方、繼承された家政機関、なかでも家令職員・帳内・資人などは本来官人個人に付随する公的家の構成物であり、両者については繼承の意味を別に考える必要があるのでないか。特に後者については、前掲仁藤報告が、壬申功臣や長屋王所領の再分配と班田との関係を論じるなど、長屋王家の特殊性を見いだしている。他に家政機関の継承がみられるのは八世紀の貴族としては特殊な位置づけがなされる藤原氏であり、いわゆる王權の中核部との関係（及びその公的な機能）と連動させることができ求められているのではないか。また、繼承の実像についても、後で述べる時代性にも関わるが、義江明子氏の研究に代表されるような氏の形成過程や、ヤケの「利用」の在り方（黒瀬之恵「王權と長屋王家家政機関」『東洋大学文學部紀要史学科篇』二五 一〇〇〇年）を含めて論議することによつて、一般論的な「繼承」から当該期の貴族層がおかれた時代性を読みとることが可能になろう。なお、細かい点であるが、第二部第二章で

論じられた「故京職宅」を藤原久須麻呂の宅とした場合、仲麻呂与党の私財が没官された状況でどのように機能するのであろうか。他にも藤原仲麻呂の変直後には「久酒（須）万呂家」（『大日本古文書』五一五二一・二）「仲麻呂田村家」（同五一五二八・九）で經典の搜索が行われているが、これらの「家」も、高市皇子や藤原不比等・房前の家政機関の存続例と同様に見ることができるのであろうか。本主の死亡に際しては、罪に服した場合、帳内・資人は期年を待たずただちに解官されることになっているが（令義解選叙令本主亡条）、さらに詳論を望みたいところである。

ついで、御田・御薦の經營について直接經營（第一章第二節）といふ評価が妥当かどうかである。まず、事實關係として進上木簡に見える持丁の木部氏を木上司・片岡司にかかる在地豪族とみているが（第一節第二章）、この点は在地豪族の関与といえるのではないか。また、散田として挙げられた「〇〇（人名・司など）十〇町」と記される削り屑は、獲稻の得分とみるより（この場合、政所からの各部署への獲稻の支給が、得分とどのような關係にあるのかが問題となる）、經營の分割とみた方が理解しやすいのではないか。ここで私見を述べば、大經營である限り何らかの権限を分掌する中間管理者は必ず存在するのであるから、そもそも直接經營・間接經營という概念は不十分で、中間管理者の編成原理や、実体的な經營への関与の在り方が重要である。この点で、興味深いのは第二部第六節で述べら

れている国郡司の經營への関与である。七世紀後半における「国郡制」の展開と家政との関連については拙稿（「税司に関する一考察」『日本古代の國家と祭儀』雄山閣出版 一九九六年）で私見を述べたが、本書を通しての重要な指摘である家政と国政との関係性という側面からの意義づけがほしい。

労働力編成についてさらに述べれば、魚酒労働や農耕祭祀がおこなわれたことを指摘している点は意義深い。従来、魚酒労働は共同体的な耕作から「個別經營」の自立を示す事象と捉えられてきたが、森氏は大經營にも存在したと指摘するからである。ただし、森氏の指摘は主に競作時の功直の支給という問題にとどまるが、「魚酒」という支給物についても考察が必要なのではないか。この点書評からはずれるがやや詳しく述べると、長屋王家の家政機関と同類の家産制組織である皇后宮職被管の「淨清所解」（『大日本古文書』一一三五一・三）では、皇后の供御料とみられる「御飯米」と並んで、米や味物に相当すると思われる蔬菜の漬物などが「人給料」「供養料」として同所から支給されており、皇后の供御料の再分配・共食が窺える。そして、長屋王家木簡には「御飯米」や、「御田人」に「魚給」をした木簡、「人給」の記載がみえ（吉野秋一「人給所に関する基礎的考察」例会報告要旨『統日本紀研究』三三〇一九九年）、「淨清所解」にみた本主への供御物の再分配は、長屋王家においても行われたとみられる。魚酒などの食料の支給を、首長によ

る再分配行為と捉えられるならば、魚酒労働についても“首長に代表される共同体”による大経営の存在形態を含めて再評価する余地が生じよう。魚酒労働についての史料を再確認すると、大化二年の詔では「早務嘗田」を妨げているものとして認識され、今年出土した石川県加茂遺跡出土の傍示札でも、本文や禁制の配列などからみて嘗田を妨げる行為とされている。いずれも、魚酒を喫らうことの非日常・非合理的性格があらわれており、必ずしも雇傭関係が問題とされているわけではない。また、魚酒労働の問題を長屋王家の經營に即して考えれば、御田・御園からの進上木簡や付札木簡に見える、大量の蔬菜を含む食料品の行く先を考えるうえでも意味を持つてくるものである。

最後に本書の指摘する家政と国政との関係は、筆者の研究課題とも重なり、おおいに勇気づけられた。この点が主に述べられているのは第二部第一・五・六章で、長屋王家という組織の性格、ひいては律令国家の性格に関わる重要な指摘である。ただし、第二部第一章で「家政と国政の融通」とまとめられているような、家政の国家への寄生的側面のみならず、家政の国政への内在化という積極的な意義づけが可能になるのではないかと考えている。例えば、第二部第五章の畿内武装化政策は、著者が畿内の豪族軍は古くから存在する」と述べるにもかかわらず、天武朝という律令国家完成に至る最終局面で採用され、その政策は養老・神亀年間の史料からみて、地方

と王臣家を結びつけていたことを窺わせる。ここからは王臣家の家政機関が国家形成に果たした役割を読みとれると思うのであるが、いかがなものであろうか。同時に、この七世紀末の状況を乗り越えた時点である八世紀初頭の長屋王家の家政機関は、家産制組織が持つ普遍的構造とともに、宮内省に代表される、天皇に直接的に結びついている家産制組織と構造的・機能的な差異性も持っていたのではないかと思っている（王家の財産としての家産については鷺森浩幸「古代における王家と土地所有」「日本史研究」四二八一九九八年）が指摘する。

以上、浅学を省みず、自己の問題関心に偏って本書の内容を紹介したが、著者の本意を誤解したり、あるいは汲み取れなかつた点多いのではないかと内心恐々としている。なにとぞ、著者のご寛恕を願う次第である。前述したように、長屋王家木簡の研究は単なる新出の史料群の研究に止まらず、七・八世紀史を構築するうえでの一つの軸になつてゐるといって過言でなく、その全貌を総合的に捉えようとした本書は、今後の古代史研究において絶対不可欠の一書であることは疑いない。このことを再説し、拙い書評の結びとしたい。

（一〇〇年五月、吉川弘文館刊、A5版、四〇六頁、本体七五〇〇円）